



## デジタル時代における著作権

関西大学総合情報学部教授 名和 小太郎

### I. 著作権の由来

著作権制度はコピー機械の発展とともに整備されてきた。まず、15世紀にグーテンベルクが印刷機械を発明した。これによって聖書やベストセラー（ラブレヤエラスムス）にはたくさんの海賊版が出現した。出版社はこれは困ると音を上げ、これを取り締まるシステムの構築を当時の権力—教会、ついで絶対王政の国家—に求めた。権力は、出版認可に関する納付金と引き換えに、出版社に出版の独占権を認めた。この仕組みは検閲ができるという意味でも権力側にとって都合のよいものであった。

18世紀になると、この独占権を自分たちにも分配せよという要求が著作者（たとえば作家スイフト）から出てきた。このような動向のなかで、著作権はしだいに出版社から著作者へと移った。この傾向を決定づけたのがフランス革命であった。このとき、著作権は人間に生まれながらにして与えられる不可侵の権利—自然権—として、著作者に与えられるということになった。この著作者中心の制度が、19世紀後半に「ベルヌ条約」という形で著作権の国際標準になった。

いっぽう、米国では著作権のシステムは異なる理念のもとに発展してきた。ここでは著作権というものを、社会における創作物—はつきりいえば知的財産—の生産とそれへのアクセスを

最大にするためのインセンティブであると位置づけている。これは著作権ビジネス（出版、レコード、映画、放送、コンピュータ・プログラムなどに関する）を中心においた発想である。

問題は、著作権ビジネスで世界最大の能力をもつ国が、1世紀にわたって著作権制度の国際標準（ベルヌ条約）の枠外にあったことである。しかも、米国はこの米国中心の仕掛けをガットの路線（ウルグアイ・ラウンド）に載せてもう一つの世界標準としてしまった。ベルヌ条約とガットとの最も大きい違いは、前者は著作者人格権を制度の中心に置き、後者はそれをまったく否定（商取引を妨げるので）していることである。

ベルヌ条約は1886年にできた。このときに実用化しているコピー技術は、印刷機、写真、オルゴールだけであった。したがって、この条約は、映画、レコード、放送、フォトコピー、コンピュータなどを、その実用化とともに取りこむ必要があった。ただし、第2次大戦以降80年代末までにおける発展途上国の優位は、先進国主導による著作権制度の変更を抑えこんでいた。だが、冷戦構造は80年代末に消滅し、発展途上国の国際政治における影響力は著作権についても急速に失われた。

90年代に入り、著作権ビジネスの市場はボーダーレス化し、コピー技術はデジタル化、ネットワーク化した。このどちらも米国が主導権をもって推し進め、したがって、米国型の著作権制度が国際標準として力をもつようになった。

なわ こたろう

nawa@mb.kcom.ne.jp

ガットに著作権に関する新しいルール—人格権無視—を持ちこんだことが、その一つである。米国はこの流れのなかで、ベルヌ条約に加盟し、さらにベルヌ条約の改定に積極的に参加するようになった。その成果が、1996年に結ばれた世界的所有権機関著作権条約（略称WCT）である。

WCTの意味はどこにあるのか。この条約は、デジタル技術、ネットワーク技術によって変りつつある著作物に対応して、著作権制度のバージョンアップを試みたものである。この点については、米国のみならず、欧州諸国や日本の著作権ビジネスにとってもつごうのよいものである。

## II. デジタル化で生じた課題

デジタル技術、ネットワーク技術によって著作権制度のどこが変わったか。どちらもコピーという行為を支援する技術である。デジタル型のコピー技術は、オリジナルと同等の品質をもつコピーを無限回もくり返すことができる。これに対して、在来のアナログ型のコピー技術においては、コピーをくり返すたびにその品質が劣化するものであった。

ネットワーク技術は、コピーの伝送において、発信者の手元におなじコピーを残しながら、受信者にコピーを送ることができる。これに対して、在来のパッケージ型の著作物に関する技術においては、コピーをひとたび相手に渡してしまえば、自分の手元にはいかなるコピーも残すことはできなかった。

デジタル技術の権化はパソコンである。ネットワーク技術の化身はインターネットである。どちらも、性能が飛びぬけているということのみならず、使い勝手がよく、くわえて価格も安い。つまり、だれでも駆使できるようになった。だから、パソコンは万人を出版社にし、インターネットは万人が使える巨大なコピー装置となってしまった。

前パソコンの時代には、また前ネットワーク

の時代には、著作物はプロフェッショナル（小説家、作曲家など）が作るもの、コピー機械は事業者（出版社、レコード会社など）が所有するもの、ということになっていた。それが、だれでも著作者になり、だれでもコピー機械を持つことができるようになった。くわえて、このような環境を利用して、アマチュアがプロフェッショナルの領域を侵すようになった。このようにして、いわゆるプロシューマー（プロデューサー＋コンシューマー）が出現してきた。

じつは、ベルヌ条約が自明のものとしていた条件は、著作者は天賦の才能を備えたプロフェッショナルということであり、コピー機械は資本金や技術力をもつ事業者しか持てないというものであった。この前提が、パソコンとインターネットの普及によって、完全に崩されたことになる。このために、伝統的な著作権制度も機能不全に陥ってしまった。

いっぽう、経済社会は、産業の情報化、情報の産業化の流れのなかで、デジタル技術やネットワーク技術の応用に事業機会を求めようになった。つまり、産業界はデジタル技術やネットワーク技術の作りだすものを事業の種として確保しておきたい、という意欲をもつようになった。このためには、ほころびはじめた著作権制度を再構成して、プロシューマーの手に移りつつあるコピー機械のコントロール権を取りもどす必要がある。WCTはこのような産業界の期待に応じて構築された秩序である。

新しい制度はどこが新しいのか。第1に、ユーザーからデジタル機器のコントロール権をとりあげることである。これにはいくつかの方法がある。まず、デジタル機器の購入者から前払いで著作権料を徴収してしまう。現に、ユーザーはデジタル録音録画のための装置や媒体を購入するときには、製品価格に著作権料を上積みした価格を支払っている。この著作権料は、事後に機器メーカーから著作者に支払われている。

つぎに、デジタル著作物に暗号をかけてユー

ザーに渡すという方法が開発された。これに対応して法律は、正式の購入者ではないユーザーが勝手にその暗号を解読することを著作物の不法コピーと見なすようになった。

いっばんに、著作物には著作物の管理情報がついている。たとえば、本にはISBNが、レコードにはISRCが付いている。近未来には、このような管理情報を利用して、だれがどんな著作物を使ったかを確認できるようになるだろう。たとえば、管理情報を電子すかしで著作物に仕込み、それを検索エンジンで追っかけることができれば、それはできる。とすれば、悪意をもつユーザーはこの管理情報を改ざんして、しらばっくれて本来は自分に使えない著作物を使用するかもしれない。これを防ぐために、法律は著作権管理情報の改ざんも禁止した。

この一連の法的な措置を整理してみると、改正点の特徴が浮かび上がってくる。それは、コピーという行為をコントロールするのではなく、コピーの事前行為—装置の購入、暗号の解読、管理情報の改ざん—をコントロールしようという姿勢である。装置を購入しただけでは、暗号を解読しただけでは、管理情報を改ざんしただけでは、まだコピーをしたことにはならない。コピーはそのあとの行為である。しかし、新しい法律はこのような事前行為をコントロールしようとしている。かつては、不法コピーがあれば、かならずこれが公然と市場に出現した。だからそれを取り締まることができた。だが、デジタル環境では不法コピーは不可視のまま流通する。だから、事前のコントロールしたいということになった。

新しい法律の第2の特徴は、ネットワーク環境における著作物の自由な流通を抑止しようというものである。これも事前にコントロールしなければならない。そこで権利者のために送信可能化権という権利を設けた。これは、サーバーに著作物をアップロードする場合には、権利者に許可を得なければならないことを意味する。本来はサーバーからダウンロードした時点

で、はじめて不法コピーであったかどうか問われるはずである。だが、そのとき、コピーが不法であれば、もう手のうちようがない。たとえば、海外の不法サイト（日本法の管理外にある）にその著作物はコピーされているかもしれない。とすれば、事後ではタイミングを失する。遅れをとる。だから、事前にアップロードするときにコントロールしておきたい。これが主旨である。

このように、新しい制度においては、コピーのコントロールは事後から事前に移った。つまり、制度のバージョンアップとともに、コピーをコントロールするのではなく、アクセスを管理するようになった。こう、言うことができるだろう。

### Ⅲ. 電子図書館をめぐる二律背反

著作権は公共の利益を優先するために制限されることがある。そのなかに図書館におけるコピーを一定の条件を充たせば認めるというルールがある。このルールは日本の法律では、31条に明記されている。問題は、このルールが前デジタル著作物、前インターネット時代にできたことにあり、したがって、デジタル化、ネットワーク化した環境においてはなじみにくいということがある。

しかし、デジタル化、ネットワーク化の動向は図書館の分野にも及んでいる。この動向は電子図書館あるいはデジタル・ライブラリーとして現実のものとなりつつある。電子図書館は、その行き着くところ、電子化した著作物をネットワークを経由してユーザーに提供するという姿になるだろう。

このときに図書館の姿は大幅に変わるはずである。著作物はどこかの図書館に1点のみ所蔵されていればよい。この1点の著作物をすべての図書館が相互貸借すればよいことになる。現実には、そのプロトタイプはロスアラモスの研究所を中心にしたシステム—壁なし図書館—として構築されている。学術雑誌の大手商業出版社

も共同のゲートウェイクロス・レフーを作っ  
て相互乗り入れをするネットワークを作っ  
ている。このような傾向をみると、ゆくゆくは、図  
書館も地球上に1館のみ存在すればよくなるか  
もしれない。技術は、すでにここまで進んでい  
る。

問題は、このような技術的な進歩を現行の著  
作物制度が妨げていることである。たとえば現  
在、図書館におけるユーザーへのコピーは自由  
であるとはいつても、その対象は来館者にかぎ  
られている。したがって、館外のユーザーから  
のアクセスにオンラインで応えることはできな  
い。

また、所蔵する著作物の電子化については一  
定の条件を充たす必要がある。たとえば、メデ  
ィア変換した著作物—電子化もその一つ—につ  
いてはもとの著作物を破棄しなければならない  
という解釈がある。しかし、電子化著作物の信  
頼性や保存性が紙よりもすぐれているという証  
拠はまったくない。とすれば、電子化したから  
といつてもとの著作物を廃棄することにはリス  
クが大きい。

図書館間の相互貸借において、現行法は著作  
物のネットワークの伝送を認めてはいない。し  
たがって、かりに電子化著作物を蓄積したとし  
ても、これをネットワークによって他館に送る  
ことはできない。つまり、技術的には電子図書  
館はできて、制度的にはそれはできない、と  
いうことになる。

もともと、図書館の公共性と情報サービス企  
業の存立には、二律背反的な関係が存在してい  
た。つまり、図書館はユーザーへのサービス対  
して無償原則—「知る権利」を保障するため

のを掲げており、いっぽう、民間企業（出版  
社やデータベース事業者）は、ユーザーへのサ  
ービスを営利的な事業機会として捉えてきた。  
この対立は電子的な環境のなかで、さらに先鋭  
になったといつてよい。

このような環境のなかで、国際図書館連盟  
(IFLA) は、2000年9月に、「デジタル環境下  
における著作権に関するIFLAの立場」という  
文書を発表した。その主張は「均衡のとれた著  
作物権はすべての人びとのためのものである」  
〔著作権制限規定は〕デジタルでも異なること  
はない〕「資源共有は、教育、デモクラシー、  
経済成長、保健・福祉および個人の成長におい  
て決定的な役割を演じている」というものであ  
った。この宣言を、次世代の著作権制度に生か  
すことが、図書館関係者の大きい任務となるは  
ずである。

#### 参考文献

- 1) 加戸守行. 著作権法逐条解説. 著作権情報  
センター; 1988.
- 2) 中山信弘. マルチメディアと著作権. 岩波  
新書; 1996.
- 3) 名和小太郎. サイバースペースの著作権.  
中公新書; 1996.
- 4) 山本順一. 電子時代の著作権. 勉誠出版;  
1999.

(注)

- 1) は伝統的な解説書
- 2)・3) はデジタル化、ネットワーク化にお  
ける解説書
- 4) は電子図書館に関する解説書